

理事会運営規則

(目的)

第1条 本規則は、定款第27条に基づき、理事会に関する組織・運営等について定め、理事会の円滑な運営を図ることを目的とする。

(構成)

第2条 理事会は社員総会において、選任されたすべての理事をもって構成する。

(開催)

第3条 理事会は、通常理事会および臨時理事会の2種類とする。

2 通常理事会は、原則として年2回、5月と翌年3月に開催する。

3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

(1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事長以外の理事から、理事会の目的である事項を記載した書面をもって、理事会開催の請求のあるとき。

(3) 前号の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合、その請求をした理事が招集したとき。

(4) 理事が不正行為をし、もしくはその行為をする恐れがあると認められるとき、監事が理事長に対して理事会の開催を請求もしくは、招集したとき。

(招集)

第4条 理事会は前条第3項3、4号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事会は理事および監事の全員の同意がある場合は招集することができる。

(議長)

第5条 理事会の議長は、理事長が行う。

2 前項にかかわらず、理事会全員改選直後の理事会における議長は、出席した理事の互選によって決める。

(定足数)

第6条 理事会は理事総数の過半数の出席がなければ開催できない。

(関係者の出席)

第7条 理事会が必要と認めたときは、議事に関係する者の出席を求めて、その意見を徴することができる。

(決議の方法)

第8条 理事会の決議は、法令、定款または本規則に定めがある場合を除き、理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 理事会の決議について特別の利害関係をもつ理事は議決に加わることができない。

(運営委員会)

第9条 理事会は、職務を円滑に行うために、運営委員会を設置する。その運営規則は別途定める。

(アドバイザー)

第10条 理事会は、本機構の評価事業を円滑に行うために、アドバイザーを委嘱することができる。

(権限)

第11条 理事会は次の職務を行う。

- (1) 正会員ならびに賛助会員の入会許諾
- (2) 法人の事業計画書および収支予算書の承認
- (3) 法人の事業報告および決算書の承認
- (4) 理事候補者の選出（役員規則第2条）
- (5) 監事候補者の選出（役員規則第5条）
- (6) 役員規則（定款施行細則第2号）の改定
- (7) 本規則の改定
- (8) 運営委員会運営規則の改定
- (9) 運営委員および同委員長を選任
- (10) 事務局運営規則の改定
- (11) 評価事業の総合評価評議会への委託（評価事業基本規則第3条による）
- (12) 総合評価評議員の選任（評価事業基本規則第8条による）
- (13) 評価事業基本規則の改定（評価事業基本規則第66条による）
- (14) 適合判定を受けた大学の「認定」の取消し
- (15) 評価手数料の決定
- (16) 理事の職務執行の監督
- (17) 理事長および業務執行理事の選定および解職
- (18) アドバイザーの委嘱
- (19) その他、理事会が職務を遂行する上で必要と認めた事項

(議事録)

第12条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を書面または、電磁的記録をもって作成する。

2 理事会の議事録には理事長と理事会において選任された議事録署名人2名および監事が、記名押印又は署名する。

(規則の改定)

第13条 この規則は、理事会の決議によって変更できる。

- 附則
1. この規則は、平成21年6月12日から施行する。
 2. この規則は、平成28年6月14日から施行する。
 3. この規則は、平成29年12月4日から施行する。